

令和6年度 建築物における木材の利用の促進
に向けた措置の実施状況の取りまとめ
【 概要 】

木材利用促進本部

I 基本方針に基づく建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

1 建築物一般における木材の利用の促進に向けた取組 1	2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標 6
(1)木材利用方針の策定等 1	(1)公共建築物の木造化について
(2)建築物木材利用促進協定制度の活用 1	(2)内装等の木質化について
(3)木材の利用の促進の啓発と国民運動 3	(3)木材を原材料として使用した備品及び消耗品と木質バイオマスの利用について
(4)建築物への木材利用促進のための利用環境整備 3	3 公共建築物における木材の利用の促進に向けた 7
①木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等	国の取組
②住宅における木材の利用の促進	(1)「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」の開催
③規制の在り方の検討等	(2)事業企画、計画段階での木材利用促進に係る取組
④建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保	(3)木造公共建築物の整備等に対する補助事業
(5)建築物への木材利用の状況 4	(4)地方公共団体に対する働きかけ等
	(5)木材利用促進に関する講習会、研修等の実施

II 実施状況を踏まえて講ずべき措置

1 国が講ずべき措置 7
(1) 建築物一般での木材利用促進
(2) 国が整備する公共建築物での木材利用推進
2 国が地方公共団体に対して講ずべき措置 7

I-1 建築物一般における木材の利用の促進に向けた取組①

(1) 木材利用方針の策定等

- ・ 全都道府県と95%の市区町村が、木材利用方針策定
- ・ **新基本方針を踏まえて、木材利用方針を改定**（46都道府県、916市区町村が改定了(令和6年12月末時点)）
- ・ 木材利用促進本部事務局「**建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ**」を設置し相談に対応
(令和6年1月～12月の相談件数：156件)

(2) 建築物木材利用促進協定制度の活用

①協定制度の周知の取組

- ・ 制度説明のハンドブック更新や、講演や書誌等を通じた**制度周知・活用の働きかけ**
- ・ 農林水産省HPに**相談・申入れ窓口設置**
- ・ 補助事業における**協定締結者への優先的支援**

②国及び事業者等の協定実績

- ・ 令和6年12月末時点で**25件の協定締結**
 - 計632件の建築物の木造化・木質化(計約31,453m³の木材使用、計約21,207t-CO₂の炭素を貯蔵※)
 - 木造に係る人材育成
 - 事業者等への情報発信 等
- ・ 協定締結企業・団体による交流会の開催

③地方公共団体及び事業者等の協定実績

- ・ 令和6年12月末時点で**146件の協定締結**
(令和7年3月15日時点では155件)
 - 計2,185件の建築物の木造化・木質化(計約93,399m³の木材使用、計約53,522t-CO₂の炭素を貯蔵※)
 - 木造に係る人材育成
 - 事業者等への情報発信 等

※一部は、林野庁において推計。

【国との協定に基づく団体・企業による取組事例】

日本マクドナルド株式会社 × 農林水産省

「マクドナルド店舗における地域材利用促進に向けた

建築物木材利用促進協定」

- ・ 協定締結から令和6年12月までに、計246店舗で4,861m³の木材を利用するなど木造化・木質化を推進するとともに、令和6年2月には岐阜県と県独自の協定を締結するなど地域材利用の取組を推進。



令和6年10月にオープンした
木造店舗 安芸熊野店（広島県）

株式会社シロ × 農林水産省

「株式会社シロにおける木材利用拡大に関する建築物木材利用促進協定」

- ・ 令和6年3月、協定に基づき、林業家や製材所と直接取引を行い、環境に配慮しつつ伐採した道産材を構造や内外装に活用した一棟貸しの宿泊施設「MAISON SHIRO」が竣工。各種媒体への掲載や、サウンドメディア等により情報発信。



令和6年3月に竣工した木造
宿泊施設「MAISON SHIRO」

I-1 建築物一般における木材の利用の促進に向けた取組②

(2) 建築物木材利用促進協定制度の活用 (続き)

【地方公共団体との協定に基づく団体・企業による取組事例】

株式会社響建設 × 高知県

「高知県産木材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定」

- ・CLTを活用した民間の3階建て集合住宅(※)や、自社の2階建て倉庫(※)などを手がけ、令和6年に施工した建築物での木材利用量の総数は474m³、うち国産材は398m³。
- ・施工物件の構造見学会等の開催や技術者の育成、木育イベントへの出展など、普及に向けた活動を推進。



3階建て
集合住宅
の様子



※林野庁CLT建築実証支援事業を活用

ネッツトヨタ和歌山株式会社 × 和歌山県

「和歌山県木材利用拡大に向けた建築物木材利用促進協定」

- ・本協定では、自社店舗での紀州材の積極的な活用や、「KINOWA」など自社の取組を通じた紀州材利用の意義やメリットについて情報発信を行う。
- ・令和6年には、和歌山市内の店舗で、紀州材を活用した内装の木質化や木育スペースを設置するとともに、子どもたちを対象とした木育イベントなどを実施。



木質化された店内の様子

一般社団法人山形県優良住宅協会・JBN山形 × 山形県

「木造住宅に関する建築物木材利用促進協定」

- ・令和6年7月の記録的な大雨で被害のあった山形県最上郡戸沢村、鮭川村において、木造平屋建ての応急仮設住宅を整備し、県産材を含む木材400m³を使用。
- ・若手大工技能者の育成のための研修会の実施や、国産木材を使った木造住宅の魅力を伝えるイベントの開催など、人材育成や木造建築物の普及に向けた取組を推進。



応急仮設住宅の様子

株式会社イー・コンザル × 株式会社能勢・豊能まちづくり

× 大阪府森林組合 × 吹田市 × 能勢町 「建築物等木材利用促進協定」

- ・本協定は、都市部の吹田市内に市民が木材等の里山資源に触れる機会を創出する拠点として、能勢町産の木材を活用した木造施設を建設するもの。
- ・使用する木材は全て大阪府森林組合の供給により、令和6年10月に、カフェ、シェアキッチン、木工スペースなどの機能を有する木造の体験型地域交流拠点が完成（木材利用量約36m³）。



地域交流施設の様子

(3) 木材の利用の促進の啓発と国民運動

- ・ 木材利用促進月間を中心とした普及啓発の取組（全国で301件）
- ・ 木材利用推進コンクール：内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、文部科学大臣賞を交付
- ・ ウッドデザイン賞2024：農林水産大臣賞、経済産業大臣賞、国土交通大臣賞及び環境大臣賞を交付



農林水産大臣による木材利用促進月間の周知
(9月24日定例会見)

木材利用促進本部の関係省による重点的な普及啓発
(農林水産省、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)



木づかいシンポジウム2024
開催地：東京都中央区
開催日：令和6年10月22日
実施主体：林野庁



やまがたウッド・フェスティバル2024
(第32回山形県林業まつり)
開催地：山形県山形市
開催日：令和6年10月19日・20日
実施主体：山形県林業まつり実行委員会



ウッドワンダーランド2024
開催地：愛知県長久手市
開催日：令和6年10月5日・6日
実施主体：愛知県



モク活シンポジウム2024
開催地：熊本県熊本市
開催日：令和6年10月19日
実施主体：熊本県

(4) 建築物への木材利用促進のための利用環境整備

①木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- ・ C L T や木質耐火部材等の技術開発・普及
- ・ 中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクト等への支援
- ・ 木造化等に関する人材の育成
- ・ 木造4階建て事務所及び共同住宅について広く展開が期待できる構法の解説集のとりまとめ
- ・ 建築物への木材利用に係る評価ガイダンスの作成・普及
- ・ 木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドラインの公表、建築主に対する維持管理情報の提供 等

②住宅における木材の利用の促進

- ・ 大工技能者等の確保・育成の取組への支援
- ・ 住宅分野におけるスギ J A S 構造材等の利用促進
- ・ 木製サッシを含む省エネ建材の導入への支援 等

③規制の在り方の検討等

- ・ 建築基準法の改正（防火規制は令和6年4月1日施行、構造規制は令和7年4月1日施行予定）

④建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保

- ・ 木材加工流通施設等の整備への支援、川上から川下の事業者による木材需給情報等の共有 等

(5) 建築物への木材利用の状況

①建築用材等の総需要量及び国内生産量（表1）

建築用材等について、

- ・ 総需要量は、29,264千m³で前年比6,819千m³減少
- ・ 国内生産量は、16,176千m³で前年比1,673千m³減少
- ・ 建築用材等の自給率は、55.3%で前年比5.8ポイント上昇

(表1)

総需要量(千m ³)			供給量のうち国内生産量(千m ³) (自給率)		
令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
36,473	36,083	29,264	17,522 (48.0%)	17,849 (49.5%)	16,176 (55.3%)

資料：農林水産省「木材需給表」
注：本表における木材需要・供給量は丸太換算材積である。建築用材等とは、製材用材と合板用材の計。
木材自給率の算出は次式による。自給率＝国内生産量÷総需要量×100

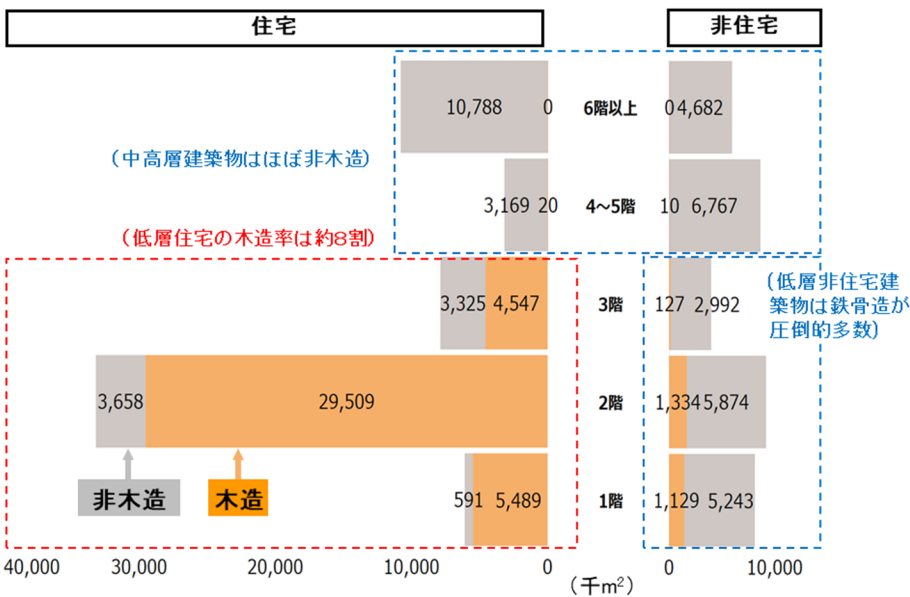
②木造建築物の着工状況

ア 構造別・階層別・用途別の着工建築物の床面積（図1）

着工建築物の木造率（床面積ベース）は、

- ・ 低層住宅の木造率は、83.9%
- ・ 低層非住宅建築物の木造率は、15.5%
- ・ 中高層建築物の木造率は、住宅・非住宅ともに0.1%以下

(図1)



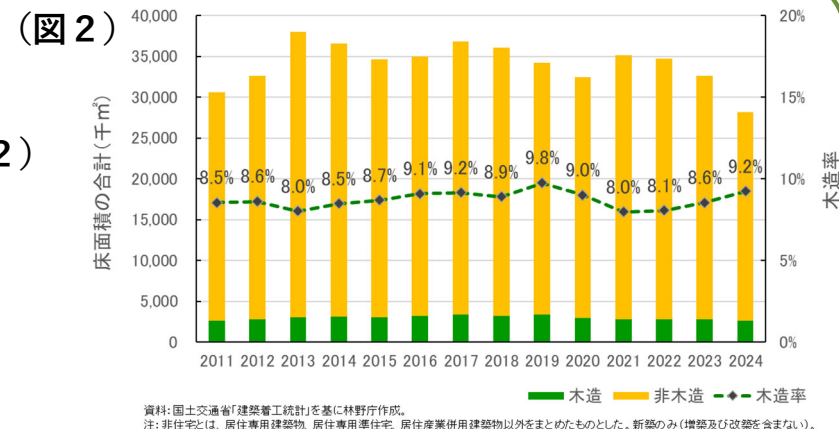
資料：国土交通省「建築着工統計調査2024年」より林野庁作成。
注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたものとした。

建築着工統計では、2種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造として集計しているため、木造以外の構造の床面積の方が大きい場合には、木造として集計されていない。

(5) 建築物への木材利用の状況 (続き)

イ 着工した非住宅建築物の構造別の床面積と木造率の推移 (図2)

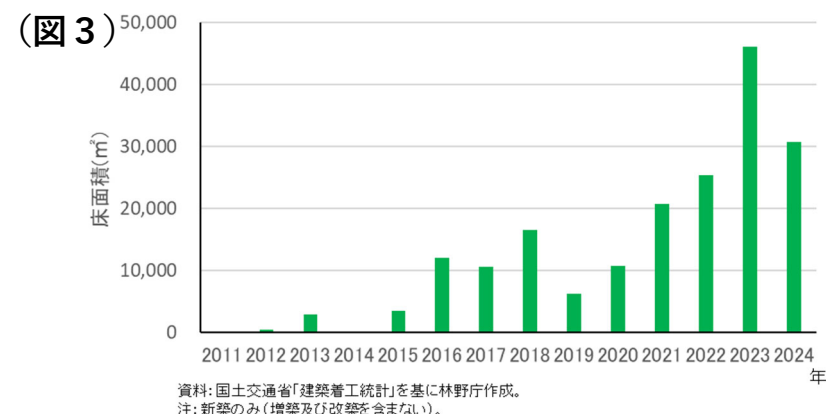
非住宅建築物の木造の床面積及び木造率（床面積ベース）は、近年、横ばい



ウ 着工した中高層木造建築物の床面積の推移 (図3)

着工した中高層木造建築物の床面積は、

- ・ 約31,000㎡で前年より減少
- ・ 過去10年間で見ると、概ね増加傾向で推移



③中高層木造建築物の事例

中高層木造建築物の主な竣工事例は次のとおり



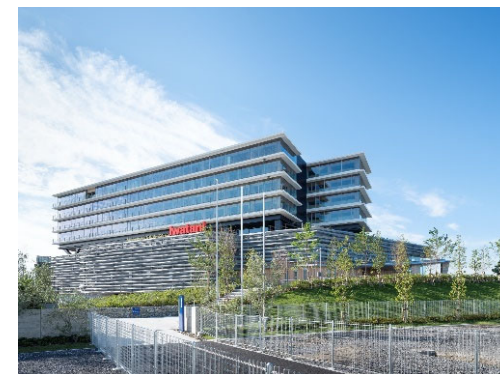
ウッドライズ仙台
(宮城県仙台市、令和5年11月竣工)
[10階建て]



株式会社AQ Group本社屋
(埼玉県さいたま市、令和6年3月竣工)
[8階建て]



リブウッド大阪城
(大阪府大阪市、令和6年10月竣工)
[8階建て]



岩谷産業神戸研修所
(兵庫県神戸市、令和6年10月竣工)
[8階建て]

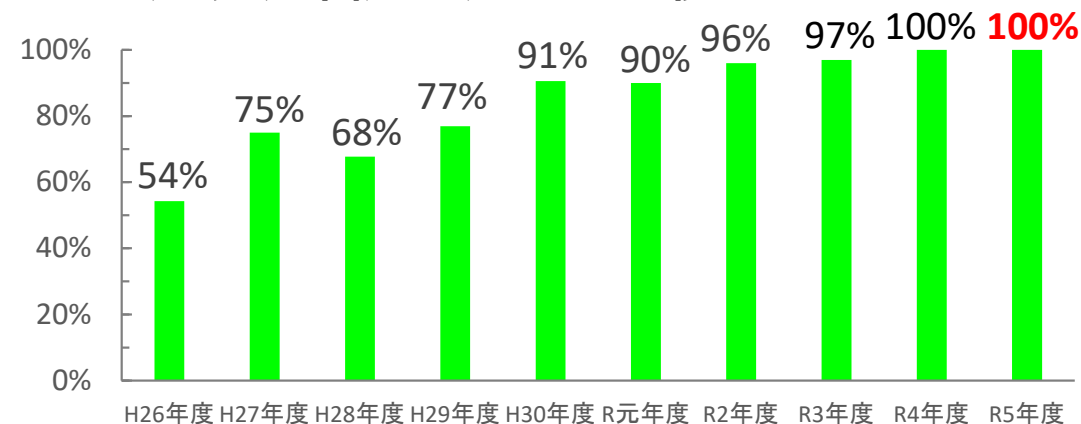
I - 2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

◎ 国が整備する公共建築物での木材利用推進状況

木造化された公共建築物	79棟
内装等の木質化を行った公共建築物※1	153棟
木造化・木質化で使用した木材量	4,668m ³
うち、国産材使用量	3,292m ³

※1 木造化された公共建築物の棟数は除いたもので集計

◎ 国が整備する公共建築物のうち積極的に木造化を促進するとされた公共建築物の木造化率の推移※2



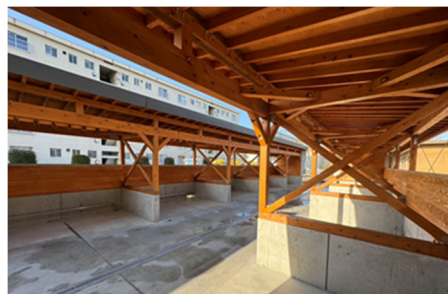
※2 検証チームによる検証結果を踏まえた木造化率

$$\text{木造化した公共建築物数} \div \text{検証結果を踏まえた積極的に木造化を促進するとされている公共建築物数} \times 100$$

< 木造化 >



法務省 松山刑務所 職員宿舎 (愛媛県)



財務省 合同宿舎渡鹿住宅 自転車置場 (熊本県)

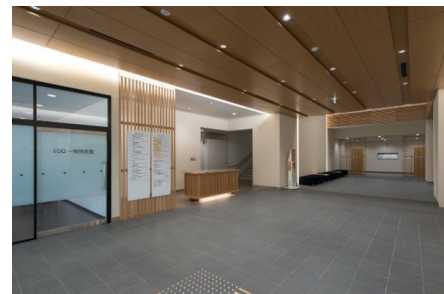


農林水産省 北海道森林管理局 森林技術・支援センター 庁舎 (北海道)



国土交通省 道の駅ながみ 情報提供施設 (山形県)

< 木質化 >



最高裁判所 秋田地家簡裁庁舎 (秋田県)
[天井、壁]



警察庁 北海道警察学校本館 (北海道)
[内壁、壁ルーバー等]



環境省 裏磐梯ビジターセンター (福島県)
[天井]



防衛省 陸上自衛隊与那国駐屯地集会所 (沖縄県) [床]

I - 3 公共建築物における木材の利用の促進に向けた国の取組

(1) 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」の開催

- ・ 25省庁等の担当者が参加し、公共建築物での木材利用の促進に向けた取組に関する情報交換等を実施

(2) 事業企画、計画段階での木材利用促進に係る取組

- ・ 各省各庁の営繕計画書に関する木造化の確認 等

(3) 木造公共建築物の整備等に対する補助事業

- ・ 校舎、地域材利用のモデルとなる公共建築物、国立公園・国定公園内施設等の公共建築物の木造化・木質化を支援

(4) 地方公共団体に対する働きかけ等

- ・ 公共建築物における木材利用について積極的な検討を要請・地域活性化事業債を活用可能であることを周知 等

(5) 木材利用促進に関する講習会、研修等の実施

- ・ 学校関係者等を対象とした「木の学校づくり」に関する講習会開催や事例集の公表
- ・ 中大規模木造建築物の設計等に関する研修実施 等

II 実施状況を踏まえて講ずべき措置

1 国が講ずべき措置

(1) 建築物一般での木材利用促進

- ・ 建築物木材利用促進協定制度の効果的運用
- ・ 木材利用推進の国民運動としての展開
- ・ 木造建築物の整備への支援や情報提供、木材利用の効果の見える化、設計及び施工に係る先進的な技術等の開発・普及、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保、木造建築に関する人材の育成、建築基準の更なる合理化の検討等の木材利用促進のための環境整備 等

(2) 国が整備する公共建築物での木材利用推進

- ・ 新基本方針を踏まえた中高層建築物を含む木材利用の確実な推進
- ・ 率先したC L Tや木質耐火部材等を含む木材利用、情報発信 等

2 国が地方公共団体に対して講ずべき措置

- ・ 市町村方針の早期改定・策定の働きかけやアドバイス
- ・ 建築物木材利用促進協定制度の効果的な運用に資する情報提供、アドバイス
- ・ 公共建築物の木造化に向けた取組に対する技術的支援等